

ID: 255

担当部署: 選挙管理委員会事務局

処分の概要	施設の使用に要する費用の承認(第107条第3項の準用)		
法令名 根拠条項	地方自治法施行令 第113条		
法令番号	昭和22年政令第16号		
【根拠条文】 第107条 3 第1項に規定する演説会等の開催のための施設の使用に要する費用の額は、その管理者において市町村の選挙管理委員会の承認を経てこれを定め、あらかじめ、公示しておかなければならない。 第113条 第100条の2、第103条から第105条まで、第107条、第108条第2項、第109条(公職選挙法第12条第1項及び第4項、第15条、第15条の2第4項並びに第271条に関する部分を除く。)、第109条の2及び第109条の3の規定は、普通地方公共団体の議会の議員の解職の投票について準用する。この場合において、第100条の2第1項中「前条」とあり、及び第104条第1項中「第100条」とあるのは、「第110条」と読み替えるものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	年 月 日